

日医発第 258 号 (健Ⅱ)
令和 8 年 4 月 28 日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事
江 澤 和 彦
(公印省略)

高次脳機能障害者支援事業の実施について

高次脳機能障害者支援法（令和 7 年法律第 96 号）が令和 8 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、各地域における一層の高次脳機能障害対策の推進を図るため、今般、「高次脳機能障害者支援事業実施要綱」が別添のとおり定められ（令和 8 年 4 月 1 日より適用）、厚生労働省より各都道府県知事等宛に通知がなされましたので情報提供申し上げます。

つきましては、貴会におかれましてもご了知のうえ、郡市区医師会及び管内医療機関に対する情報提供についてご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

【送付資料】

○高次脳機能障害者支援事業の実施について

令和 8 年 4 月 7 日付障発 0407 第 19 号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

○高次脳機能障害者支援法の施行について（通知）

令和 8 年 3 月 27 日障発 0327 第 15 号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

障発 0407 第 19 号
令和 8 年 4 月 7 日

各〔 都道府県知事
指定都市市長 〕殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

高次脳機能障害者支援事業の実施について

高次脳機能障害者への支援については、かねてより格段の御配慮を賜っているところである。

今般、令和 8 年 4 月 1 日の高次脳機能障害者支援法（令和 7 年法律第 96 号）の施行に伴い、各地域における一層の高次脳機能障害対策の推進を図るため、別紙のとおり「高次脳機能障害者支援事業実施要綱」を定め、令和 8 年 4 月 1 日より適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。

なお、本通知の施行に伴い、平成 19 年 5 月 25 日障発 0525001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業の実施について」は、廃止する。

別紙 1

高次脳機能障害者支援事業実施要綱 (都道府県等実施分)

第 1 目的

高次脳機能障害者支援事業は、高次脳機能障害者支援法（令和 7 年法律第 96 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項に規定する高次脳機能障害者に関する様々な問題について、高次脳機能障害者及びその家族並びに関係機関の職員等からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係機関間の連携強化等により、高次脳機能障害者に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進することを目的とする。

第 2 実施主体

実施主体は、都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）とする。

なお、事業の全部又は一部を団体等に委託して実施することができるものとし、また、第 3 の 1（2）に定める事業については、市町村で事業を実施した方が適切に事業実施できる場合には、市町村に事業の全部又は一部を委託することができるものとする。

第 3 事業内容

1 高次脳機能障害者支援センター

（1）高次脳機能障害者支援センターの設置

（2）に定める業務を適正かつ確実に行うことができると認められた者を法第 19 条第 1 項に規定する高次脳機能障害者支援センター（以下「センター」という。）に指定し、その業務を行わせ、又は都道府県等が自ら実施できるものとし、自ら（2）に定める業務を実施する場合には、その経費も本事業の対象経費とする。

なお、センターの指定に当たっては、高次脳機能障害に関して知見を有する機関（リハビリテーションセンター、医療機関等）を選定するものとし、選定に当たっては、地域における高次脳機能障害者のニーズを十分に把握し、利用者の利便性に配慮の上、選定するものとする。

また、センターは、地域の実情に応じて、同一都道府県等の区域内において、複数箇所設置することや都道府県と指定都市で同一の機関を指定することができるものとする。

(2) センターの業務

① 相談支援及び情報提供等

センターに支援コーディネーター（社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、作業療法士、公認心理師、言語聴覚士等の高次脳機能障害者及びその家族その他の関係者に対する専門的相談支援を行うのに適切な者）を配置し、高次脳機能障害者やその家族その他の関係者からの相談に応じ、適切な指導又は助言をするとともに支援に関する情報提供を行う。

また、高次脳機能障害者に対する支援を行う民間団体に対しても必要な情報提供等を行う。

② 専門的な支援等

高次脳機能障害者やその家族等に対し、円滑な社会生活を促進するため、相談支援、診断・評価、適切なリハビリテーション及び福祉サービス等の提供及び情報提供などの高次脳機能障害者の特性に対応した支援を行う。その際、医療・保健・福祉・教育・労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体等との連絡・調整を行うなど、連携を図るものとする。

③ 研修の実施等

医療・保健・福祉・教育・労働等に関する業務を行う関係施設及び関係機関等の職員、当事者及びその家族等に対して、高次脳機能障害の支援手法等に関する研修を行い、高次脳機能障害の特性を踏まえた支援が行えるよう関係者の資質の向上及び高次脳機能障害者に対する支援体制の確立を図るものとする。

なお、厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準（平成 18 年厚生労働省告示第 551 号）第 16 号ハで準用される第 6 号ホ(1)の研修の実施については、別に定めるところにより実施するものとする。

④ 普及・啓発等

高次脳機能障害の正しい理解を促進するため、効果的な支援手法、

普及啓発方法等について検討を行い、講演・シンポジウムの開催及びポスター、リーフレットの作成・配布、ホームページやSNSによる情報発信等により、地域住民や医療、保健、福祉等の業務に従事する者に対する普及・啓発活動を行うほか、地域における高次脳機能障害者の実態及びニーズの把握に努め、関係機関の連携確保等を行う。

また、国立障害者リハビリテーションセンター（以下「国立リハセンター」という。）が主催する「高次脳機能障害者支援事業全国連絡会」及び「支援コーディネーター全国会議」に参加し、全国の事業実施状況等に関する情報収集、情報交換等を行い、高次脳機能障害者に対する支援手法等の向上を図るものとする。

2 高次脳機能障害者支援地域協議会

地域における高次脳機能障害者への支援体制を整備するため、法第 25 条第 1 項に規定する高次脳機能障害者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置するものとする。

(1) 協議会の構成

協議会の構成は、高次脳機能障害者及びその家族、学識経験者その他の関係者並びに医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者（(2)において「関係者」という。）とする。

(2) 協議会における協議内容

協議会では、地域における高次脳機能障害者に対する支援体制の整備状況や課題について情報を共有するほか、センターの活動状況等に関して検証を行う。また、関係者の連携の緊密化を図り、地域の実情に応じた体制の整備について、協議を行う。

3 広域自治体間連携

高次脳機能障害に関する支援手法等の向上を図るため、必要に応じて、他の都道府県等と事業の実施状況等に関する情報収集、情報交換等を行うための会議を開催し、または、他の都道府県等が開催する会議に参加するものとする。

第 4 実施状況の把握及び評価

センターから業務の実施状況等について少なくとも年 1 回の報告を聴取する

など、実施状況等の把握に努めること。また、センターの業務内容について定期的に評価を行い、必要に応じて改善を促すなど、センターの業務の適切な運営の確保に努めるとともに、事業全体について、高次脳機能障害者に対する支援の状況及び高次脳機能障害者に対する支援に関して講じた施策の実施状況を把握・評価し、適切に公表するよう努めること。

第5 事業の周知

都道府県等及びセンターは、地域の高次脳機能障害者及びその家族等が本事業を利用しやすくするため、事業の目的や利用方法等について、積極的に広報活動を行うものとする。

第6 経過措置

本要綱に基づくセンターが指定されるまでの間、平成19年5月25日付け障発0525001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業実施要綱（都道府県実施分）」に定める支援拠点機関は、本要綱に定める業務の一部又は全部を、引き続き実施することができるものとする。

なお、当該業務は、センターが指定された日をもって終了するものとする。

第7 国の助成

国は、都道府県等が本事業のために支出した費用を、別に定めるところにより補助するものとする。

第8 秘密の保持

本事業に携わる者（当該業務から離れた者も含む。）は、事業により知り得た対象者等の秘密を漏らしてはならない。

第9 その他

本事業に係る国立リハセンター実施分については、別に定めるところによる。

高次脳機能障害者支援法概要（令和7年法律第96号、令和7年12月24日公布）

趣旨・目的

- 高次脳機能障害とは、疾病の発症又は事故による受傷による脳の器質的病変に起因すると認められる記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害、失語、失行、失認その他の認知機能の障害として政令で定めるものをいい、その患者数は全国で約23万人と推計される。
- 高次脳機能障害は外形上判断しづらく、その特性の理解も進んでいない等の理由で、患者と家族は適切な支援を受けることができず、日常生活や社会生活に困難を抱えているとの指摘がある。
- このような現状を踏まえ、高次脳機能障害への理解を促進するとともに、高次脳機能障害者の自立及び社会参加のための生活全般にわたる支援を、どの地域でも、あらゆる段階（医療・リハビリ⇒生活支援⇒社会参加支援）で、切れ目なく受けられるようにするための立法措置を講ずる必要がある。

基本理念

- (1) 自立と社会参加の機会が確保され、また、尊厳を保ちつつ他者と共生することが妨げられないこと。
- (2) 社会的障壁の除去に資すること。
- (3) 個々の事情に応じ、また、関係者の連携の下に、あらゆる段階で切れ目ない支援が行われること。
- (4) 居住する地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられること。

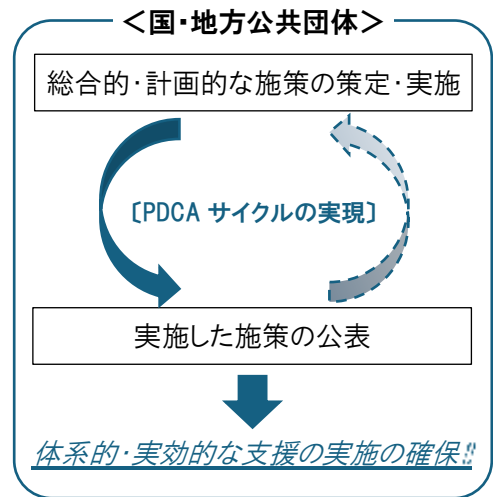
具体的施策

(1) 高次脳機能障害者及び家族等への支援策

- ・ 地域での生活支援
- ・ 教育的支援
- ・ 就労の支援
- ・ 権利利益の擁護（差別、いじめ、虐待等の防止）
- ・ 司法手続における配慮（意思疎通手段確保への配慮）
- ・ 高次脳機能障害者の家族等への支援
- ・ 相談体制の整備
- ・ 情報の共有の促進

(2) その他の支援策

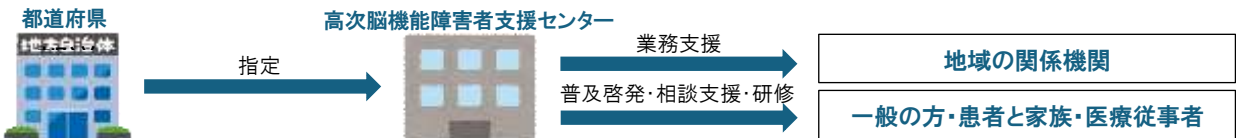
- ・ 国民に対する普及及び啓発
- ・ 医療業務従事者等への知識の普及及び啓発
- ・ 地方公共団体及び民間団体への支援
- ・ 専門人材の確保
- ・ 調査研究等



地域支援体制

(1) 高次脳機能障害者支援センターの設置

都道府県は、地域の高次脳機能障害者支援業務をセンターに行わせ、又は自ら行うことができる。

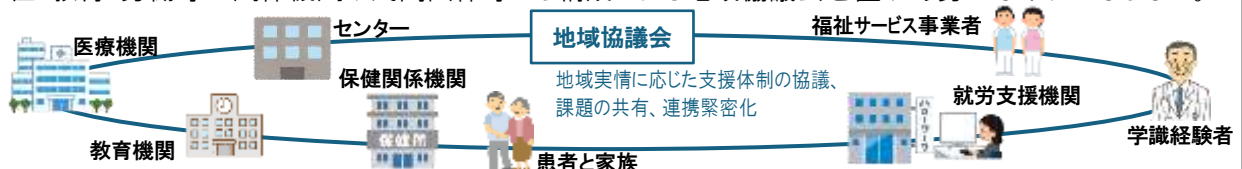


(2) 専門的な医療機関の確保等

都道府県は、専門的な診断、治療、リハビリ等を行う医療機関の確保に努めるとともに、国及び地方公共団体は、医療機関間の相互協力の推進及び医療機関への情報提供等を行う。

(3) 高次脳機能障害者支援地域協議会の設置

都道府県は、支援体制の整備を図るため、患者と家族、学識経験者、医療（リハビリを含む）・保健・福祉・教育・労働等の関係機関や民間団体等から構成される地域協議会を置くよう努めなければならない。



※ 令和8年4月1日から施行

※ 施行後3年を目途に見直しを検討

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都道府県知事} \\ \text{指定都市市長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

高次脳機能障害者支援法の施行について（通知）

高次脳機能障害者支援法（令和 7 年法律第 96 号。以下「法」という。）は、令和 7 年 12 月 24 日に公布されており、また、法に基づき、高次脳機能障害者支援法施行令（令和 8 年政令第 60 号。以下「令」という。）が本年 3 月 25 日に公布され、いずれも本年 4 月 1 日から施行される。法の趣旨及び概要は下記のとおりであるので、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、必要な指導、助言又は援助を行い、本法の運用に遺漏のないようにご配慮願いたい。また、各都道府県知事におかれては、管内市区町村（指定都市を除く。以下同じ。）への周知徹底を併せて願います。

なお、法の施行に際しての留意点等については、別途通知する。

記

第 1 法の趣旨

高次脳機能障害の特性に関する国民の理解が必ずしも十分でないこと等の理由により、高次脳機能障害者が適切な支援を受けることができず、日常生活又は社会生活を円滑に営む上での困難を有する状況があることに鑑み、高次脳機能障害者に対する支援に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、地域での生活支援、相談体制の整備、高次脳機能障害者支援センターの指定等について定めることにより、高次脳機能障害者の自立及び社会参加のためその生活全般にわたる支援を図り、もって高次脳機能障害者を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現に資することを目的とすること。

（第 1 条関係）

第 2 法の概要

1 定義について

（1）法における「高次脳機能障害」の定義について、法第 2 条第 1 項において「疾病の発症又は事故による受傷による脳の器質的病変に起因すると認められる記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害、失語、失行、失認その他の認知機能の障害として政令で定めるものをいう」とすること。

また、法第2条第1項の「認知機能の障害であって政令で定めるもの」については、令第1条において「記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害、失語、失行、失認その他の認知機能の障害（先天性疾病による認知機能の障害、周産期における胎児又は新生児が受けた脳の損傷による認知機能の障害並びに介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症及び発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害に該当する認知機能の障害を除く。）とする」とすること。（第2条第1項関係）

(2) 法において「高次脳機能障害者」とは、高次脳機能障害がある者であって、高次脳機能障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるものとする。（第2条第2項関係）

(3) 法において「社会的障壁」とは、高次脳機能障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものとする。（第2条第3項関係）

2 基本理念

(1) 高次脳機能障害者に対する支援は、高次脳機能障害者の意思を尊重しつつ高次脳機能障害者の自立及び社会参加の機会が確保されること並びに地域社会において高次脳機能障害者が基本的人権を享有する個人としての尊厳を保ちつつ他の人々と共生することを妨げられないことを旨として、行われなければならないこと。（第3条第1項関係）

(2) 高次脳機能障害者に対する支援は、社会的障壁の除去に資することを旨として、行われなければならないこと。（第3条第2項関係）

(3) 高次脳機能障害者に対する支援は、個々の高次脳機能障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、かつ、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に、その意思決定の支援に配慮しつつ、医療機関における医療の提供から地域での生活支援を経て社会参加の支援に至るまで、切れ目なく行われなければならないこと。（第3条第3項関係）

(4) 高次脳機能障害者に対する支援に関する施策を講ずるに当たっては、高次脳機能障害者とその居住する地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられるようにすることを旨としなければならないこと。（第3条第4項関係）

3 国の責務

(1) 国は、2の基本理念にのっとり、高次脳機能障害者に対する支援に関する施策を策定し及び実施する責務を有すること。（第4条第1項関係）

(2) 国は、(1)の責務を遂行するに当たっては、高次脳機能障害者に対する支援が体系的かつ実効的に行われることを確保する観点から、(1)の施策を総合的かつ計画的に策定し及び実施するため必要な措置を講ずるものとする。（第4条第2項関係）

4 地方公共団体の責務

- (1) 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、高次脳機能障害者に対する支援に関する施策を策定し及び実施する責務を有すること。(第5条第1項関係)
- (2) 地方公共団体は、(1)の責務を遂行するに当たっては、高次脳機能障害者に対する支援が体系的かつ実効的に行われることを確保する観点から、(1)の施策を総合的かつ計画的に策定し及び実施するため必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと。(第5条第2項関係)

5 事業主の努力

事業主は、高次脳機能障害者又はその家族の雇用の継続等に配慮するよう努めるとともに、基本理念にのっとり、高次脳機能障害者の自立及び社会参加に協力するよう努めなければならないこと。(第6条関係)

6 国民の努力

国民は、個々の高次脳機能障害の特性その他高次脳機能障害に関する理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、高次脳機能障害者の自立及び社会参加に協力するよう努めなければならないこと。(第7条関係)

7 関係者の連携及び協力

国、地方公共団体、高次脳機能障害者に対する支援を行う民間団体、地域住民その他の関係者は、基本理念の実現に向けて、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならないこと。(第8条関係)

8 法制上の措置等

政府は、高次脳機能障害者に対する支援に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。こと。(第9条関係)

9 資料の作成及び公表等

- (1) 政府は、高次脳機能障害者に対する支援の状況及び高次脳機能障害者に対する支援に関して講じた施策に関する資料を作成し、適切な方法により随時公表するものとする。こと。(第10条第1項関係)
- (2) 地方公共団体は、高次脳機能障害者に対する支援の状況及び高次脳機能障害者に対する支援に関して講じた施策の実施の状況を適切な方法により随時公表するよう努めなければならないこと。(第10条第2項関係)

第3 高次脳機能障害者に対する支援に関する施策

1 地域での生活支援

国及び地方公共団体は、高次脳機能障害者が、その希望に応じて、地域において自立した生活を営むことができるようにするため、高次脳機能障害者に対し、その性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、社会生活への適応のために必要な訓練を受

ける機会の確保、共同生活を営むべき住居その他の地域において生活を営むべき住居の確保、社会的活動への参加の促進その他の生活の質の維持向上のための支援その他必要な支援に努めなければならないこと。(第 11 条関係)

2 教育的支援

- (1) 国及び地方公共団体は、高次脳機能障害児童生徒等が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り高次脳機能障害児童生徒等が高次脳機能障害児童生徒等でない者と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、適切な教育的支援を行うこと、個別の教育支援計画の作成及び個別の指導に関する計画の作成の推進、いじめの防止等のための対策の推進その他の支援体制の整備を行うことその他必要な措置を講ずるものとする。 (第 12 条第 1 項関係)
- (2) 大学及び高等専門学校は、個々の高次脳機能障害者の特性に応じ、適切な教育上の配慮をするものとする。 (第 12 条第 2 項関係)

3 就労の支援

- (1) 国及び地方公共団体は、高次脳機能障害者が就労することができるようにするため、高次脳機能障害者の就労を支援するために必要な体制の整備に努めるとともに、公共職業安定所、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、社会福祉協議会、教育委員会その他の関係機関及び民間団体相互の連携を確保しつつ、個々の高次脳機能障害者の特性に応じた適切な就労の機会の確保、就労の定着のための支援その他の必要な支援に努めなければならないこと。(第 13 条第 1 項関係)
- (2) 地方公共団体は、必要に応じ、高次脳機能障害者が就労のための準備を適切に行えるようにするための支援が学校において行われるよう必要な措置を講ずるものとする。 (第 13 条第 2 項関係)
- (3) 事業主は、高次脳機能障害者の雇用に関し、その有する能力を正当に評価し、適切な雇用の機会を確保するとともに、個々の高次脳機能障害者の特性に応じた適正な雇用管理を行うことによりその雇用の安定を図るよう努めなければならないこと。(第 13 条第 3 項関係)

4 権利利益の擁護

国及び地方公共団体は、高次脳機能障害者が、その高次脳機能障害のために差別され並びにいじめ及び虐待を受けること、消費生活における被害を受けること等権利利益を害されることがないようにするため、その差別の解消、いじめの防止等及び虐待の防止等のための対策を推進することその他の高次脳機能障害者の権利利益の擁護のために必要な支援を行うものとする。 (第 14 条関係)

5 司法手続における配慮

国及び地方公共団体は、高次脳機能障害者が、刑事事件若しくは少年の保護事件に関する手続その他これに準ずる手続の対象となった場合又は裁判所における民事事件、

家事事件若しくは行政事件に関する手続の当事者その他の関係人となった場合において、高次脳機能障害者がその権利を円滑に行使できるようにするため、個々の高次脳機能障害者の特性に応じた意思疎通の手段の確保のための配慮その他の適切な配慮をするものとする。 (第 15 条関係)

6 高次脳機能障害者の家族等に対する支援

国及び地方公共団体は、高次脳機能障害者の家族その他の関係者が適切な対応をすることができるようにすること等のため、高次脳機能障害者の家族その他の関係者に対し、相談、情報の提供及び助言、高次脳機能障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援その他の支援を適切に行うよう努めなければならないこと。(第 16 条関係)

7 相談体制の整備

国及び地方公共団体は、高次脳機能障害者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に対し、個々の高次脳機能障害者の特性に配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするため、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に必要な相談体制の整備を行うものとする。 (第 17 条関係)

8 情報の共有の促進

国及び地方公共団体は、個人情報保護に十分配慮しつつ、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体が行う高次脳機能障害者に対する支援に資する情報の共有を促進するため必要な措置を講ずるものとする。 (第 18 条関係)

第 4 高次脳機能障害者支援センター等

1 高次脳機能障害者支援センター等

(1) 都道府県知事は、次に掲げる業務を、高次脳機能障害者支援センターに行わせ、又は自ら行うことができること。(第 19 条第 1 項関係)

イ 高次脳機能障害者及びその家族その他の関係者に対し、専門的に、その相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言を行うこと。

ロ 高次脳機能障害者に対し、円滑な社会生活を促進するため個々の高次脳機能障害者の特性に対応した専門的な支援を行うこと。

ハ 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者に対し高次脳機能障害についての情報の提供及び研修を行うこと。

ニ 高次脳機能障害に関して、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体との連絡調整を行うこと。

ホ イからニまでに掲げる業務に附帯する業務

(2) (1) の規定による指定は、当該指定を受けようとする者の申請により行うこと。(第 19 条第 2 項関係)

- (3) 都道府県知事は、(1)の業務を高次脳機能障害者支援センターに行わせ又は自ら行うに当たっては、地域の実情を踏まえつつ、高次脳機能障害者及びその家族その他の関係者が可能な限りその身近な場所において必要な支援を受けられるよう適切な配慮をするものとする。 (第19条第3項関係)
- (4) 高次脳機能障害者支援センターに関し、役職員等の秘密保持義務、報告の徴収等、改善命令、指定の取消し等の所要の規定を整備すること。 (第20条から第23条関係)

2 専門的な医療機関の確保等

- (1) 都道府県は、専門的に高次脳機能障害の診断、治療、リハビリテーション等を行うことができることを認める病院又は診療所を確保するよう努めなければならないこと。 (第24条第1項関係)
- (2) 国及び地方公共団体は、(1)の医療機関の相互協力を推進するとともに、(1)の医療機関に対し、高次脳機能障害者に対する支援等に関する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。 (第24条第2項関係)

3 高次脳機能障害者支援地域協議会

- (1) 都道府県は、高次脳機能障害者に対する支援の体制の整備を図るため、関係者等により構成される高次脳機能障害者支援地域協議会を置くよう努めなければならないこと。 (第25条第1項関係)
- (2) (1)の高次脳機能障害者支援地域協議会は、関係者等が相互の連絡を図ることにより、地域における高次脳機能障害者に対する支援体制に関する課題について情報を共有し、関係者等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。 (第25条第2項関係)

第5 雑則

1 国民に対する普及及び啓発

国及び地方公共団体は、個々の高次脳機能障害の特性その他高次脳機能障害に関する国民の理解を深めるため、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。 (第26条関係)

2 医療等の業務に従事する者に対する知識の普及及び啓発

国及び地方公共団体は、医療、保健又は福祉の業務に従事する者に対し、高次脳機能障害の発見のため必要な知識の普及及び啓発に努めなければならないこと。 (第27条関係)

3 地方公共団体及び民間団体に対する支援

- (1) 国は、地方公共団体が実施する高次脳機能障害者に対する支援に関する施策を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。 (第28条第1項関係)

(2) 国及び地方公共団体は、民間団体が行う高次脳機能障害者に対する支援に関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。 (第 28 条第 2 項関係)

4 専門的知識を有する人材の確保等

国及び地方公共団体は、個々の高次脳機能障害者の特性に応じた支援を適切に行うことができるよう高次脳機能障害に関する専門的知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上を図るため、医療、保健、福祉、教育、労働等並びに捜査及び裁判に関する業務に従事する者に対し、個々の高次脳機能障害の特性その他高次脳機能障害に関する理解を深め、及び専門性を高めるため研修を実施することその他の必要な措置を講ずるものとする。 (第 29 条関係)

5 調査研究等

国は、性別、年齢その他の事情を考慮しつつ、高次脳機能障害者の実態の把握に努めるとともに、個々の高次脳機能障害の原因の究明並びに診断及び治療、高次脳機能障害者に対する支援の方法等に関する必要な調査、研究及び検証並びにそれらの成果の活用のため必要な措置を講ずるものとする。 (第 30 条関係)

6 大都市の特例

法中都道府県が処理することとされている事務 (法第 19 条第 1 項及び第 3 項、第 21 条第 1 項、第 22 条、第 23 条、第 24 条第 1 項並びに第 25 条第 1 項の事務) については、令第 2 条に定めるとおり、指定都市が処理するものとする。この場合においては、この法中都道府県に関する規定は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。 (第 31 条関係)

第 6 施行期日等

1 施行期日

法は、令和 8 年 4 月 1 日から施行すること。 (附則第 1 項関係)

2 検討

国は、この法の施行後 3 年を目途として、この法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 (附則第 2 項関係)

高次脳機能障害者支援法をここに公布する。

御名 御璽

令和七年十二月二十四日

内閣総理大臣 高市 早苗

法律第九十六号

高次脳機能障害者支援法

目次

- 第一章 総則(第一条―第十条)
- 第二章 高次脳機能障害者に対する支援に関する施策(第十一条―第十八条)
- 第三章 高次脳機能障害者支援センター等(第十九条―第二十五条)
- 第四章 雑則(第二十六条―第三十一条)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、高次脳機能障害の特性に関する国民の理解が必ずしも十分でないこと等の理由により、高次脳機能障害者が適切な支援を受けることができず、日常生活又は社会生活を円滑に営む上での困難を有する状況があることに鑑み、高次脳機能障害者に対する支援に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、地域での生活支援、相談体制の整備、高次脳機能障害者支援センターの指定等について定めることにより、高次脳機能障害者の自立及び社会参加のためその生活全般にわたる支援を図り、もって高次脳機能障害者を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「高次脳機能障害」とは、疾病の発症又は事故による受傷による脳の器質的病変に起因すると認められる記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害、失語、失行、失認その他の認知機能の障害として政令で定めるものをいう。

2 この法律において「高次脳機能障害者」とは、高次脳機能障害がある者であつて、高次脳機能障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるものをいう。

3 この法律において「社会的障壁」とは、高次脳機能障害がある者にとつて日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(基本理念)

第三条 高次脳機能障害者に対する支援は、高次脳機能障害者の意思を尊重しつつ高次脳機能障害者の自立及び社会参加の機会が確保されること並びに地域社会において高次脳機能障害者が基本的人權を享有する個人としての尊厳を保ちつつ他の人々と共生することを妨げられないことを旨として、行われなければならない。

2 高次脳機能障害者に対する支援は、社会的障壁の除去に資することを旨として、行われなければならない。

3 高次脳機能障害者に対する支援は、個々の高次脳機能障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、かつ、医療(リハビリテーションを含む。以下同じ)、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に、その意思決定の支援に配慮しつつ、医療機関における医療の提供から地域での生活支援を経て社会参加の支援に至るまで、切れ目なく行われなければならない。

4 高次脳機能障害者に対する支援に関する施策を講ずるに当たっては、高次脳機能障害者がその居住する地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられるようにすることを旨としなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(以下この章において単に「基本理念」という。)のつとより、高次脳機能障害者に対する支援に関する施策を策定し及び実施する責務を有する。

2 国は、前項の責務を遂行するに当たっては、高次脳機能障害者に対する支援が体系的かつ実効的に行われることを確保する観点から、同項の施策を総合的かつ計画的に策定し及び実施するため必要な措置を講ずるものとする。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念のつとより、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、高次脳機能障害者に対する支援に関する施策を策定し及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、前項の責務を遂行するに当たっては、高次脳機能障害者に対する支援が体系的かつ実効的に行われることを確保する観点から、同項の施策を総合的かつ計画的に策定し及び実施するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(事業主の努力)

第六条 事業主は、高次脳機能障害者又はその家族の雇用の継続等に配慮するよう努めるとともに、基本理念のつとより、高次脳機能障害者の自立及び社会参加に協力するよう努めなければならない。

(国民の努力)

第七条 国民は、個々の高次脳機能障害の特性その他高次脳機能障害に関する理解を深めるとともに、基本理念のつとより、高次脳機能障害者の自立及び社会参加に協力するよう努めなければならない。

(関係者の連携及び協力)

第八条 国、地方公共団体、高次脳機能障害者に対する支援を行う民間団体、地域住民その他の関係者は、基本理念の実現に向けて、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、高次脳機能障害者に対する支援に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(資料の作成及び公表等)

第十条 政府は、高次脳機能障害者に対する支援の状況及び高次脳機能障害者に対する支援に関して講じた施策に関する資料を作成し、適切な方法により随時公表するものとする。

2 地方公共団体は、高次脳機能障害者に対する支援の状況及び高次脳機能障害者に対する支援に関して講じた施策の実施の状況を適切な方法により随時公表するよう努めなければならない。

第二章 高次脳機能障害者に対する支援に関する施策

(地域での生活支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、高次脳機能障害者が、その希望に応じて、地域において自立した生活を営むことができるようにするため、高次脳機能障害者に対し、その性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、社会生活への適応のために必要な訓練を受ける機会を確保、共同生活を営むべき住居その他の地域において生活を営むべき住居の確保、社会的活動への参加の促進その他の生活の質の維持向上のための支援その他必要な支援に努めなければならない。

(教育的支援)

第十二条 国及び地方公共団体は、十八歳未満の高次脳機能障害者並びに十八歳以上の高次脳機能障害者であって高等学校、中等教育学校及び特別支援学校並びに専修学校の高等課程に在籍するもの(以下この項において「高次脳機能障害児童生徒等」という。)が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り高次脳機能障害児童生徒等が高次脳機能障害児童生徒等でない者と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、適切な教育的支援を行うこと、個別の教育支援計画の作成(教育に関する業務を行う関係機関と医療、保健、福祉、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体との連携の下に行う個別の長期的な支援に関する計画の作成をいう。及び個別の指導に関する計画の作成の推進、いじめの防止等のための対策の推進その他の支援体制の整備を行うことその他必要な措置を講ずるものとする。

2 大学及び高等専門学校は、個々の高次脳機能障害者の特性に応じ、適切な教育上の配慮をするものとする。

(就労の支援)

第十三条 国及び地方公共団体は、高次脳機能障害者が就労することができるようにするため、高次脳機能障害者の就労を支援するために必要な体制の整備に努めるとともに、公共職業安定所、地域障害者職業センター(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第十九条第一項第三号の地域障害者職業センターをいう。)、障害者就業・生活支援センター(同法第二十七條第一項の規定による指定を受けた者をいう。)、社会福祉協議会、教育委員会その他の関係機関及び民間団体相互の連携を確保しつつ、個々の高次脳機能障害者の特性に応じた適切な就労の機会の確保、就労の定着のための支援その他の必要な支援に努めなければならない。

2 地方公共団体は、必要に応じ、高次脳機能障害者が就労するための準備を適切に行えるようにするための支援が学校において行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 事業主は、高次脳機能障害者の雇用に関し、その有する能力を正当に評価し、適切な雇用の機会を確保するとともに、個々の高次脳機能障害者の特性に応じた適正な雇用管理を行うことによりその雇用の安定を図るよう努めなければならない。

(権利利益の擁護)

第十四条 国及び地方公共団体は、高次脳機能障害者が、その高次脳機能障害のために差別され並びにいじめ及び虐待を受けること、消費生活における被害を受けること等権利利益を害されることがないようにするため、その差別の解消、いじめの防止等及び虐待の防止等のための対策を推進することその他の高次脳機能障害者の権利利益の擁護のために必要な支援を行うものとする。

(司法手続における配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、高次脳機能障害者が、刑事事件若しくは少年の保護事件に関する手続その他これに準ずる手続の対象となつた場合又は裁判所における民事事件、家事事件若しくは行政事件に関する手続の当事者その他の関係人となつた場合において、高次脳機能障害者がその権利を円滑に行使できるようにするため、個々の高次脳機能障害者の特性に応じた意思疎通の手段の確保のための配慮その他の適切な配慮をするものとする。

(高次脳機能障害者の家族等に対する支援)

第十六条 国及び地方公共団体は、高次脳機能障害者の家族その他の関係者が適切な対応をすることができるようになること等のため、高次脳機能障害者の家族その他の関係者に対し、相談、情報の提供及び助言、高次脳機能障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援その他の支援を適切に行うよう努めなければならない。

(相談体制の整備)

第十七条 国及び地方公共団体は、高次脳機能障害者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に対し、個々の高次脳機能障害者の特性に配慮しつつ総合的に応ずることができるようになるため、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に必要な相談体制の整備を行うものとする。

(情報の共有の促進)

第十八条 国及び地方公共団体は、個人情報保護に十分配慮しつつ、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体が行う高次脳機能障害者に対する支援に資する情報の共有を促進するため必要な措置を講ずるものとする。

第三章 高次脳機能障害者支援センター等

第十九条 都道府県知事は、次に掲げる業務を、当該業務を適正かつ確実に行うことができると認め指定した者(以下この章において「高次脳機能障害者支援センター」という。)に行わせ、又は自ら行うことができる。

- 一 高次脳機能障害者及びその家族その他の関係者に対し、専門的に、その相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言を行うこと。
- 二 高次脳機能障害者に対し、円滑な社会生活を促進するため個々の高次脳機能障害者の特性に対応した専門的な支援を行うこと。
- 三 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者に対し高次脳機能障害者についての情報の提供及び研修を行うこと。
- 四 高次脳機能障害者に関する情報、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体との連絡調整を行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務

2 前項の規定による指定は、当該指定を受けようとする者の申請により行う。

3 都道府県知事は、第一項に規定する業務を高次脳機能障害者支援センターに行わせ又は自ら行うに当たっては、地域の実情を踏まえつつ、高次脳機能障害者及びその家族その他の関係者が可能な限りその身近な場所において必要な支援を受けられるよう適切な配慮をするものとする。

(秘密保持義務)

第二十条 高次脳機能障害者支援センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、職務上知ることのできた個人の秘密を漏らしてはならない。

(報告の徴収等)

第二十一条 都道府県知事は、高次脳機能障害者支援センターの第十九条第一項に規定する業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該高次脳機能障害者支援センターに対し、その業務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該高次脳機能障害者支援センターの事業所若しくは事務所に立ち入らせ、その業務の状況に関し必要な調査若しくは質問をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(改善命令)

第二十二条 都道府県知事は、高次脳機能障害者支援センターの第十九条第一項に規定する業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該高次脳機能障害者支援センターに対し、その改善のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消)

第二十三条 都道府県知事は、高次脳機能障害者支援センターが第二十一条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした場合において、その業務の状況の把握に著しい支障が生じたとき又は高次脳機能障害者支援センターが前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

(専門的な医療機関の確保等)

第二十四条 都道府県は、専門的に高次脳機能障害の診断、治療、リハビリテーション等を行うことができることを認める病院又は診療所を確保するよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の医療機関の相互協力を推進するとともに、同項の医療機関に対し、高次脳機能障害者に対する支援等に関する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

(高次脳機能障害者支援地域協議会)

第二十五条 都道府県は、高次脳機能障害者に対する支援の体制の整備を図るため、高次脳機能障害者及びその家族、学識経験者その他の関係者並びに医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者(次項において「関係者等」という。)により構成される高次脳機能障害者支援地域協議会を置くよう努めなければならない。

2 前項の高次脳機能障害者支援地域協議会は、関係者等が相互の連絡を図ることににより、地域における高次脳機能障害者に対する支援体制に関する課題について情報を共有し、関係者等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

第四章 雑則

(国民に対する普及及び啓発)

第二十六条 国及び地方公共団体は、個々の高次脳機能障害の特性その他高次脳機能障害に関する国民の理解を深めるため、学校、地域、家庭、職場その他の様々な場を通じて、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(医療等の業務に従事する者に対する知識の普及及び啓発)

第二十七条 国及び地方公共団体は、医療、保健又は福祉の業務に従事する者に対し、高次脳機能障害の発見のため必要な知識の普及及び啓発に努めなければならない。

(地方公共団体及び民間団体に対する支援)

第二十八条 国は、地方公共団体が実施する高次脳機能障害者に対する支援に関する施策を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、民間団体が行う高次脳機能障害者に対する支援に関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(専門的知識を有する人材の確保等)

第二十九条 国及び地方公共団体は、個々の高次脳機能障害者の特性に応じた支援を適切に行うことができるよう高次脳機能障害に関する専門的知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上を図るため、医療、保健、福祉、教育、労働等並びに捜査及び裁判に関する業務に従事する者に対し、個々の高次脳機能障害の特性その他高次脳機能障害に関する理解を深め、及び専門性を高めるため研修を実施することその他必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究等)

第三十条 国は、性別、年齢その他の事情を考慮しつつ、高次脳機能障害者の実態の把握に努めるとともに、個々の高次脳機能障害の原因の究明並びに診断及び治療、高次脳機能障害者に対する支援の方法等に関する必要な調査、研究及び検証並びにそれらの成果の活用のため必要な措置を講ずるものとする。

(大都市の特例)

第三十一条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」という。)においては、政令で定めるところにより、指定都市が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、令和八年四月一日から施行する。

(検討)

2 国は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

総務大臣	林	芳正
法務大臣	平口	洋
文部科学大臣	松本	洋平
厚生労働大臣	上野賢一郎	
内閣総理大臣	高市	早苗

高次脳機能障害者支援法施行令をここに公布する。

御名 御璽

令和八年三月二十五日

内閣総理大臣 高市 早苗

政令第六十号

高次脳機能障害者支援法施行令

内閣は、高次脳機能障害者支援法（令和七年法律第九十六号）第二条第一項及び第三十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

（法第二条第一項に規定する高次脳機能障害となる認知機能の障害）

第一条 高次脳機能障害者支援法（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める認知機能の障害は、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害、失語、失行、失認その他の認知機能の障害（先天性疾病による認知機能の障害、周産期における胎児又は新生児が受けた脳の損傷による認知機能の障害並びに介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五条の二第一項に規定する認知症及び発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）第二条第一項に規定する発達障害に該当する認知機能の障害を除く。）とする。

（大都市の特例）

第二条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）において、法第三十一条の規定により、指定都市が処理する事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十四条の三十二第一項に定めるところによる。

附則

（施行期日）

第一条 この政令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、附則第六条中介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三十五条の五の改正規定（第百十五条の九第一項第九号）を「第百十五条の九第一項第十号」に改める部分に限る。は、公布の日から施行する。

（地方自治法施行令の一部改正）

第二条 地方自治法施行令の一部を次のように改正する。

第七十四条の三十二第一項中「第四十条」の下に「並びに高次脳機能障害者支援法（令和七年法律第九十六号）を加え、「事務（同法）」を「事務（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）」に、「同法及び同令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び同令並びに高次脳機能障害者支援法」に改める。

（児童福祉法施行令の一部改正）

第三条 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の十二第一項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 高次脳機能障害者支援法（令和七年法律第九十六号）（生活保護法施行令の一部改正）

第四条 生活保護法施行令（昭和二十五年政令第四百十八号）の一部を次のように改正する。

第四条の三に次の一号を加える。

三十五 高次脳機能障害者支援法（令和七年法律第九十六号）（老人福祉法施行令の一部改正）

第五条 老人福祉法施行令（昭和三十八年政令第二百四十七号）の一部を次のように改正する。

第十二条に次の一号を加える。

十七 高次脳機能障害者支援法（令和七年法律第九十六号）（介護保険法施行令の一部改正）

第六条 介護保険法施行令の一部を次のように改正する。

第三十五条の五中「第百十五条の九第一項第九号」を「第百十五条の九第一項第十号」に改め、同条に次の一号を加える。

三十三 高次脳機能障害者支援法（令和七年法律第九十六号）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正）

第七条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 高次脳機能障害者支援法（令和七年法律第九十六号）

第二十六条第二項第三号及び第二十六条の十六第二号中「及び第二号」を「から第二号の二までに改める。

第四十二条第二号中「及び第二号並びに」を「から第二号の二まで及び」に改める。

(子ども・子育て支援法施行令の一部改正)
第八條 子ども・子育て支援法施行令(平成二十六年政令第二百十三号)の一部を次のように改正する。

第十七條に次の一号を加える。

二十三 高次脳機能障害者支援法(令和七年法律第九十六号)

内閣総理大臣 高市 早苗
総務大臣 林 芳正
厚生労働大臣 上野賢一郎